

群馬県食品安全基本条例（平成十六年群馬県条例第七号）

目次

- 第一章 総則（第一条―第六条）
 - 第二章 食品等の安全性の確保に関する基本的施策（第七条―第十六条）
 - 第三章 施策の申出（第十七条）
 - 第四章 群馬県食品安全審議会（第十八条）
 - 第五章 補則（第十九条・第二十条）
- 附則
- 第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、食品の安全性及び食品の飲食に係る食品関連物資の安全性（以下「食品等の安全性」という。）の確保に関し、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、食品等の安全性の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって県民生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

（定義）

- 第二条 この条例において「食品」とは、すべての飲食物（その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）をいう。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品は、これを含まない。
- 2 この条例において「食品関連物資」とは、添加物（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第二項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第四項に規定する器具をいう。）及び容器包装（同条第五項に規定する容器包装をいう。）並びに肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材をいう。
- 3 この条例において「食品等」とは、食品及び食品関連物資をいう。
- 4 この条例において「事業者」とは、法人その他の団体又は個人であつて、食品等の生産、採取、加工、調理、輸出、輸入、貯蔵、運搬、販売又は使用（以下「供給」という。）を業とするものをいう。

5 この条例において「食品表示」とは、食品の品質、規格その他の内容に関する表示をいう。

(基本理念)

第三条 食品等の安全性の確保に関する施策は、食品等の供給及び食品の消費のすべての過程を通じて消費者の健康を保護することを最も重視するとともに、消費者と事業者との信頼関係の確立と保持に資することを旨として、科学的知見及び総合的な行政の視点に立脚して行われなければならない。

2 消費者と事業者との信頼関係は、適正な食品表示が確保されるとともに、県民、消費者、事業者、県その他の関係者が相互に情報及び意見を交換することによって確立され、保持されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食品等の安全性の確保のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その供給を行う食品等の安全性の確保について第一義的な責任を有していることを認識し、飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止、正確かつ適切な情報の提供等必要な措置を講ずるとともに、食品等の安全性の確保に関する県の施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第六条 県民は、食品生産技術の進歩及び経済社会の発展等に応じ、自らすすんで食品等の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、合理的な消費行動に努めることによって、消費者の消費生活の安定及び向上に寄与するよう努めるものとする。

第二章 食品等の安全性の確保に関する基本的施策

(財政上の措置等)

第七条 県は、食品等の安全性の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(法令の解釈等)

第八条 県は、地方自治の本旨及びこの条例の基本理念にのっとり、関係法令等（食品等の安全性の確保又は適正な食品表示の確保に関わるすべての法令、条例、規則、規程等をいう。以下同じ。）を解釈し、運用するものとする。

2 県は、関係法令等を所管し、又はこれに関連する事務若しくは事業を行う県の各機関が常に緊密な連絡を保ちつつ相互に施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

（飲食に起因する危険性への対応等）

第九条 県は、飲食に起因して発生する危険性に統一かつ効果的な対応をし、並びに、県民、消費者、事業者、県その他の関係者相互間での当該危険性に関する情報及び意見の交換を促進するための仕組みの整備に努めるものとする。

2 県は、飲食に起因する衛生上の重大な危害が発生し、又は発生するおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止に関する体制の整備に努めるものとする。

（検査等の体制の整備）

第十条 県は、食品等の安全性の確保及びこれに関する調査研究その他の施策を適正に実施するために必要な検査、監視及び試験研究の体制の整備に努めるものとする。

（適正な食品表示の確保）

第十一条 県は、食品表示が食品等の安全性の確保と密接不可分な関わりを有していることにかんがみ、食品表示に係る諸制度の総合的な運用その他の適正な食品表示の確保のための施策の推進を図るよう努めるものとする。

（消費者団体及び事業者等の団体との協働）

第十二条 県は、食品等の安全性の確保に関わりのある消費者の団体又は事業者等の団体と協働して、施策の推進を図るよう努めるものとする。

（他の都道府県等との連携協力）

第十三条 県は、食品等の安全性の確保又は適正な食品表示の確保に関し、他の都道府県その他の地方公共団体との情報及び意見の交換その他の連携協力に努めるものとする。

（国への協力要請等）

第十四条 県は、県民の意向及び前二条の取組を踏まえた施策を効果的に推進するた

め、国に対し、必要な協力を求めるとともに、意見を述べ、又は提言を行うものとする。

(食品に関する知識の普及と情報の提供の推進)

第十五条 県は、県民の食品への関心を高めることに資するため、食品等の安全性、食品表示、地域の食文化その他の食品に関する教育及び学習の機会の提供等を通じて、食品に関する知識の普及と情報の提供を推進するよう努めるものとする。

(基本計画)

第十六条 知事は、食品等の安全性の確保に関する県の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該施策の基本となる計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ群馬県食品安全審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第三章 施策の申出

(施策の申出)

第十七条 次に掲げるものは、実施機関(知事及び教育委員会をいう。以下同じ。)

に対し、食品等の安全性の確保又は適正な食品表示の確保に係る当該実施機関の施策について、制度の新設若しくは改廃又は制度運用の改善の措置を講ずるよう申出

(以下「施策の申出」という。)をすることができる。

一 県内に住所を有する者

二 県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体

2 施策の申出をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した申出書(以下「施策申出書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

一 施策の申出をしようとするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

二 施策の申出の趣旨及び理由

三 施策の申出の端緒となった事案

四 施策の申出の年月日

五 その他実施機関が定める事項

- 3 実施機関は、施策申出書が提出されたときは、速やかに必要な調査を行った上、当該施策の申出に対する処理を行い、施策の申出をしたもの（以下「申出者」という。）に対し、当該処理の内容（施策の申出の趣旨に沿った処理を行わない場合にあっては、その理由を含む。以下同じ。）を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、前項の処理を行うに当たり、施策の申出の内容を勘案して必要があると認めるときは、あらかじめ群馬県食品安全審議会の意見を聴かなければならない。ただし、人の生命又は健康に対する危害の発生を防止するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により施策の申出に対する処理を行ったときは、実施機関は、これを次の群馬県食品安全審議会に報告しなければならない。
- 6 実施機関は、第三項の規定により通知を行った後、速やかに当該施策の申出の趣旨及びその処理の内容等を公表するものとする。
- 7 実施機関は、施策の申出の取扱いに際しては、申出者等の個人情報保護に配慮するものとする。
- 8 施策の申出をしようとするものは、この条の制度を濫用してはならず、公益を図る目的でこれを利用する責任を負うものとする。

第四章 群馬県食品安全審議会

（群馬県食品安全審議会）

第十八条 この条例によりその権限に属することとされた事項を行わせるため、群馬県食品安全審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、前項に規定するもののほか、食品等の安全性の確保に関する重要事項を調査審議するとともに、実施機関に建議することができる。
- 3 審議会は、委員十五人以内で組織し、委員は、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 この条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 補則

(運用状況の公表)

第十九条 知事は、毎年一回各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第二十条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。ただし、第十七条の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(群馬県食品衛生条例の一部改正)

2 群馬県食品衛生条例(昭和四十四年群馬県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「公衆衛生の向上及び増進に寄与する」を「もつて県民の健康の保護を図る」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。